

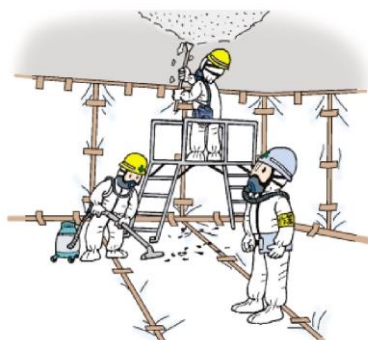
# 令和6年度 石綿取扱い作業従事者特別教育開催のご案内

## 建設業労働災害防止協会岩手県支部

令和2年度7月1日に労働安全衛生法に基づく石綿則等の一部を改正する省令等が公布され、解体・改修工事開始前の調査、届出の拡大・新設、作業の記録等が改正されました。

これらの法改正を受け、事業者は、石綿を含む建築物、工作物または船舶の解体・改修工事等の作業に労働者を就かせる場合、石綿の有害性、作業方法、石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置、保護具の使用方法等について特別教育を行うことが義務付けられています。

建設業労働災害防止協会岩手県支部では事業者に代わって下記要領により当該教育を開催いたしますので、自社及び傘下業者の作業員に是非受講させていただきますようご案内申し上げます。



### 1. 開催日時・会場等

| 開催地区            | 開催日時                                      | 会場                               | 定員  |
|-----------------|---|----------------------------------|-----|
| 盛岡              | 令和6年7月5日(金)<br>12:00~17:00<br>(11:30受付開始) | 建設研修センター<br>(盛岡市松尾町17-9)         | 50名 |
| 北上<br>(サテライト開催) |   | (一社)岩手県建設業協会北上支部<br>(北上市里分2-303) | 30名 |

### 2. 講習料

| 区分  | 講習料        | テキスト代    | 合計     |
|-----|------------|----------|--------|
| 会員  | 5,500円(税込) | 710円(税込) | 6,210円 |
| 非会員 | 5,500円(税込) | 979円(税込) | 6,479円 |

### 3. 講習科目（石綿障害予防規則第27条第1項の規定による講習カリキュラム）

|                          |       |
|--------------------------|-------|
| (1) 石綿の有害性               | 0.5時間 |
| (2) 石綿等の使用状況             | 1時間   |
| (3) 石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置 | 1時間   |
| (4) 保護具の使用法              | 1時間   |
| (5) その他石綿等ばく露の防止に関し必要な事項 | 1時間   |

### 4. 申込方法等（重要）

- (1) 所定の申込用紙（特別教育・安全衛生教育等講習申込書）に必要事項を記入し、建設業労働災害防止協会岩手県支部に郵送して下さい。  
申込書には6ヶ月以内に撮影した上三分身、脱帽の写真（タテ3cm×ヨコ2.5cm）1枚を必ず添付して下さい。不備がありますと、受け付けられませんのでご注意ください。
- (2) 講習料は受講票が到着次第、指定の銀行口座に振込みをお願いします。
- (3) キャンセルの取扱いについて、講習会開催日の7日前までの場合は、講習料から振込手数料を差し引き返金いたします。  
(それ以降のキャンセルについては講習料の返金はできません。)
- (4) 申込みは先着順で受付、定員になり次第締切りとします。

### 5. その他

- (1) 修了証は所定の時間どおり全科目を受講した適性者に対して交付します。ただし、遅刻をしますと修了証の交付はできなくなる場合があります。講習開始10分前までに受付を済ませて下さい。
- (2) 講習日は受講票、筆記用具を持参して下さい。

### 6. 申込み・問合せ先

建設業労働災害防止協会岩手県支部  
〒020-0873 盛岡市松尾町17-9 岩手県建設会館3階  
TEL:019-623-4411 FAX:019-653-6113